

内閣府委託調査

国外における
PFS（成果連動型民間委託契約方式）事業の
事例調査

報告書

令和2年2月

株式会社日本総合研究所

詳細事例調査対象の国外PFS事業一覧 1 / 2

事例No	事業名称及び事業概要	国名	開始年	事業期間
医療・健康				
1	Reconnections 孤立している高齢者の健康状態の改善及びそれによる医療費適正化を目指して、オーダーメイドの高齢者自身の活動プランを策定した上で孤立状態から脱却させ、長期に渡って社会参加やつながりを維持できるよう支援。	イギリス	2015	4年
2	The Blood Bank of Delmarva Young Blood Sustainability Project 若者の献血者増加と、輸血用血液の輸入依存度低下を目的に、献血車の台数を増加。	アメリカ	2017	4年
3	Community Hypertension Prevention Initiative 生活の質の向上及び医療費適正化を目指して、高血圧前症の60歳以上の人を対象に生活習慣改善プログラムを提供。	カナダ	2016	2年
教育				
4	HCT Independent Travel Training 特別支援を受ける児童の通学支援に要する行政コストを削減するとともに、生活の質の向上を目指して、通学の支援を要する児童に自力で通学するための訓練を実施。	イギリス	2016	7年
就労				
5	Mental Health and Employment Partnership Social Impact Bond 医療費の適正化と将来の税収増を目指して、メンタルヘルスの問題（統合失調症、双極性障害、重度のうつ病又は不安症等の精神疾患）を抱えて治療を受けている人に対して、オーダーメイドの就労支援プログラムを提供。	イギリス	2016	4年
6	Massachusetts Pathways to Economic Advancement 英語能力の低いグレーターボストン地域の住民の賃金格差等を是正することを目的として、教育・就労支援プログラムを提供。	アメリカ	2017	6年
7	Depaul UK Your Chance Social Impact Bond ホームレスから脱却することで生活の質の向上、社会保障費の適正化、犯罪率の低下を目指し、ホームレス状態の若者に定住、教育、就労等の支援を実施。	イギリス	2015	3年

詳細事例調査対象の国外PFS事業一覧 2 / 2

事例No	事業名称及び事業概要	国名	開始年	事業期間
再犯防止				
8	Social Impact Bond at HMP Peterborough 1年未満の短期刑で出所した人の再犯防止と刑務所収容コストの削減を目指して、複合的なサービスを提供。	イギリス	2010	6年
9	NYC ABLE Project for Incarcerated Youth 出所後の再犯防止を目的として、ライカーズ島矯正施設に入所する未成年者にMoral Reconciliation Therapy (1) を提供。	アメリカ	2013	3年
インフラ				
10	DC Water Environmental Impact Bond ワシントンDC 市内の流域水質改善を目的に、グリーンインフラ (2) 整備事業を実施。	アメリカ	2016	6年

1) 道徳的再動機付け療法といい、「現実の受け取り方」や「ものの見方」といった認知に働きかけて精神的ストレスを軽減する治療法である認知行動療法をベースにした、米国の刑務所で実施されている更生プログラム。

2) 自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

(出所) 各種公表資料を基に作成

(1) 医療・健康分野

事業名称：Reconnections
事業概要：孤立している高齢者の健康状態の改善及びそれによる医療費適正化を目指して、オーダーメイドの高齢者自身の活動プランを策定した上で孤立状態から脱却させ、長期に渡って社会参加やつながりを維持できるよう支援。

●基本データ

事業実施地域	英国ウスターシャー郡	
社会的課題及びその背景	家族に先立たれ独居状態であったり、出歩かない等によって孤立状態にある高齢者は、うつ病、認知症、脳卒中、心臓病等のリスクが高い。また、病院の受診回数が多く、高齢者福祉施設に入る可能性も高い。そのため、高齢者の孤立状態を防ぎ、医療費の適正化を図ることが課題となっている。	
目指す成果	孤立した高齢者の社会参加を促し、健康状態を改善することを目指す。	
サービス対象者	ウスターシャー郡に住む R-UCLA 孤独感尺度 ¹ が 8～12 点又は孤独感尺度が 7 点でかつリスク増加要因（1 人暮らし、独身、離婚、未婚、低所得）が 5 つ以上ある 50 歳以上の人 689 人	
事業関係者	委託者	Redditch & Bromsgrove CCG ² South Worcestershire CCG ウスターシャー郡議会 Wyre Forest CCG
	受託者	Reconnections Ltd. ³
	サービス提供者	Reconnections Ltd、Age UK ⁴
	資金提供者	Care and Wellbeing Fund ⁵ Nesta Impact Investments ⁶ Age UK
	第三者評価機関	Ecorys ⁷

¹ UCLA が開発した孤独感の指標。被験者がアンケート形式の 20 問の質問に答え、孤独感を点数化する。

² Clinical Commissioning Group の略。NHS による医療サービスを受託する臨床委託グループ。地域医療機関を取りまとめ、医療政策や予算権限を有する。

³ 政府や第 3 セクター、金融機関と連携して社会問題に取り組む英国の非営利団体。

⁴ 英国の高齢者を支援する慈善団体。

⁵ 癌患者等を対象とし、健康と幸福を改善するためのコミュニティベースのサービスに資金提供を行う金融機関。

⁶ 英国の高齢者、子供、コミュニティが直面する主要な課題への取り組みに資金提供を行う金融機関。

⁷ 欧州を中心に経済調査及びコンサルティングを行う英国の会社。

		ATQ Consultants ⁸
	中間支援組織	Social Finance UK ⁹
サービス内容		Reconnections Ltd は、各サービス対象者の状況に合わせて行動計画を策定する。 策定した行動計画に基づき、サービス対象者に「友人」（ボランティア）を紹介する、類似の問題を抱えた人が集まる自助グループに参加させる等を行い、サービス対象者が長期的に社会参加でき、地域コミュニティとのつながりを維持できるように支援する。
成果指標		<ul style="list-style-type: none"> サービス提供開始から 6 カ月後の孤独感尺度改善度 サービス提供開始から 18 カ月後の孤独感尺度改善度
事業期間		2015 年 5 月～2020 年 1 月（4 年 6 カ月間） 【内訳】 サービス提供期間：2015 年 7 月～2020 年 1 月 評価時期：不明 支払時期：不明
契約金額	総額	2,000 千ポンド
	最低支払額	なし
	成果報酬支払額	2,000 千ポンド
財政効果の試算	費目	医療費
	金額	不明
事業者選定方法		中間支援組織の選定に公募は実施していない。 委託者が競争入札にてサービス提供者を選定。

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

ウスターシャー郡では、親族に先立たれたことによる 1 人暮らし等、様々な理由により孤立状態にある高齢者が約 1 万人いると推定されている。

高齢者の孤立状態は、うつ病、認知症、脳卒中、心臓病等の様々な疾病を引き起こす危険因子であり、医療費増加にもつながることから、委託者である Redditch & Bromsgrove CCG、South Worcestershire CCG、ウスターシャー郡議会、Wyre Forest CCG は Social Finance UK と連携して、高齢者の孤立を防ぎ、医療費適正化を目指すために本 SIB 事業を実施することとした。

⁸ 公共サービス提供の効率化等のサービスを提供する英国のコンサルティング会社。

⁹ 社会課題解決のために、資金調達戦略や分野横断的パートナーシップ構築を担う非営利組織。PFS では中間支援組織として参画することが多い。

英国では、全国で高齢者の孤立予防プログラムを行うことが予定されており、本 SIB 事業は、成果の高いプログラムを把握するための実証事業という位置付けで行われている。

イ 体制の詳細

委託者である Redditch & Bromsgrove CCG、South Worcestershire CCG、ウスターシャー郡議会、Wyre Forest CCG は、中間支援組織である Social Finance UK、サービス提供者である Reconnections Ltd とそれぞれ契約を締結した。さらに、Social Finance UK は、Reconnections Ltd と契約を締結した。また、Commissioning Better Outcomes Fund¹⁰を所管する National Lottery Community Fund¹¹は第三者評価機関 Ecorys、ATQ Consultants と委託契約を締結した。

Reconnections Ltd は、委託者である Redditch & Bromsgrove CCG、South Worcestershire CCG、ウスターシャー郡議会、Wyre Forest CCG との契約締結を受けて、Care and Wellbeing Fund、Nesta Impact Investments、Age UK、Calouste Gulbenkian Foundation、The Centre for Social Action Innovation（以下「Care and Wellbeing Fund 等」という。）から資金提供を受け、Age UK とともにサービスを提供する。

なお、Calouste Gulbenkian Foundation 及び The Centre for Social Action Innovation は寄付による資金提供であり、これは、SIB 立ち上げに必要な費用（導入可能性調査等）や評価に要する費用に充当される。

サービス提供完了後、第三者評価機関である Ecorys、ATQ Consultants が評価を行う。評価結果に基づき、Commissioning Better Outcomes Fund の資金が委託者である Redditch & Bromsgrove CCG、South Worcestershire CCG、ウスターシャー郡議会、Wyre Forest CCG に対して成果に応じて支払われる。委託者である Redditch & Bromsgrove CCG、South Worcestershire CCG、ウスターシャー郡議会、Wyre Forest CCG は、Commissioning Better Outcomes Fund の資金を用いて Reconnections Ltd に対して成果連動支払を行うとともに、委託者である Redditch & Bromsgrove CCG、South Worcestershire CCG、ウスターシャー郡議会、Wyre Forest CCG が負担する成果連動支払を行う。Reconnections Ltd はこれを受けて Care and Wellbeing Fund 等に償還等を行う。

¹⁰ National Lottery Community Fund が所管するアウトカムファンド。アウトカムファンドとは地方政府等が行う PFS の成果連動支払を行うための基金。詳細は本報告書「IV 国外の PFS にかかる支援制度の事例調査」参照。

¹¹ 英国で販売されている宝くじ「National Lottery」の収益の一部を運営資金として運営する公益団体。休眠口座関連業務（休眠預金を調達して拠出する等）や、アウトカムファンドの運営も行う。

設問	選択肢			
	決してない	ほとんどない	ときどきない	常にある
ることがありますか				
④ 自分はひとりぼっちだと感じることはありませんか	1	2	3	4
⑤ 自分は友人や仲間のグループの一員だと感じることはありませんか	1	2	3	4
⑥ 自分は周りの人たちと共通点が多いと感じることはありませんか	1	2	3	4
⑦ 自分は誰とも親しくしていないと感じることはありませんか	1	2	3	4
⑧ 自分の関心や考えは周りの人たちにはわからないと感じることはありませんか	1	2	3	4
⑨ 自分を社会的で親しみやすいと感じますか	1	2	3	4
⑩ 自分には親しい人たちがいると感じますか	1	2	3	4
⑪ 自分は取り残されていると感じることはありませんか	1	2	3	4
⑫ 他人との関わりは意味がないと感じることはありませんか	1	2	3	4
⑬ 自分のことを本当によく知っている人は誰もいないと感じることはありませんか	1	2	3	4
⑭ 自分は他の人たちから孤立していると感じることはありませんか	1	2	3	4
⑮ 希望すれば自分と気の合う仲間は見つかると感じますか	1	2	3	4
⑯ 自分を本当に理解している人がいると感じますか	1	2	3	4
⑰ 自分は内気であると感じますか	1	2	3	4
⑱ 周りの人たちと一体感がもてないと感じることはありませんか	1	2	3	4
⑲ 話し相手がいると感じますか	1	2	3	4
⑳ 頼れる人がいると感じますか	1	2	3	4

※①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑮、⑯、⑲、⑳は逆転項目（評定は1=4、2=3、3=2、4=1に換算）

（出所）高齢者における日本語版 UCLA 孤独感尺度（第3版）の開発とその信頼性・妥当性の検討（日本地域看護学会誌）

オ 支払条件

各サービス対象者の孤独感尺度について、事前値とサービス提供開始6カ月後及び18カ月後の事後値と比較して、数値が改善された場合に成果連動支払が行なわれる。

なお、Commissioning Better Outcomes Fundは、成果連動支払総額の12%を支払う。成果連動支払総額の88%は、サービス提供者かつ資金提供者の一者であるAge UK及び委託者であるRedditch & Bromsgrove CCG、South Worcestershire CCG、ウスターシャー郡議会、Wyre Forest CCGが支払う。

図表4 支払基準

成果指標の支払基準	成果連動支払額
サービス提供開始6カ月時点の孤独感尺度の改善	460 ポンド/人
サービス提供開始18カ月時点の孤独感尺度の改善	240 ポンド/人

カ 中間支援組織の役割

中間支援組織であるSocial Finance UKは、立ち上げ期においては本SIB事業の構想立案、導入可能性調査を担っている。

事業名称 : The Blood Bank of Delmarva Young Blood Sustainability Project
事業概要 : 若者の献血者増加と、輸血用血液の輸入依存度低下を目的に、献血車の台数を増加。

※本件は、地方政府が委託者となる SIB 事業ではなく、財団が委託者となり、SIB のスキームで事業を実施したものである。

●基本データ

事業実施地域	米国デラウェア州	
社会的課題及びその背景	若者（17～34歳）の献血者は、Blood Bank of Delmarva ¹³ のドナーの15%にすぎず、現状ではサービスエリア（具体的な範囲は不明）外から輸入される血液（以下「輸入血液」という。）をやむを得ず使用している。輸入血液の購入には費用がかかることから、若い世代の献血を促し輸入血液の使用割合を減らすことが課題となっている。	
目指す成果	17～34歳の献血者数を増やすとともに、輸入血液の使用割合を抑えることを目指す。	
サービス対象者	デラウェア州のうち Blood Bank of Delmarva のサービスエリアに住む17～34歳の者	
事業関係者	委託者	Longwood Foundation ¹⁴
	受託者	Blood Bank of Delmarva
	サービス提供者	Blood Bank of Delmarva
	資金提供者	Delaware Community Foundation（以下、「DCF」という） Social Impact Fund
	第三者評価機関	New York Blood Center ¹⁵
	中間支援組織	Social Finance US ¹⁶
サービス内容	Blood Bank of Delmarva がそれまで所有していた献血車の台数を増加（具体的な台数は不明）することで、献血所以外の場所での献血の受付を拡充する。	
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・17～34歳の献血者数 ・Blood Bank of Delmarva が保有する輸血用血液量のうち、輸入血液量の占める割合（以下「輸入血液割合」という。） 	
事業期間	2017年～2020年（約4年間）	

¹³ アメリカのデルマーバ半島地区にある血液バンク。

¹⁴ 1937年に設立された、主にデラウェア州の市民生活の質向上に投資をする財団。

¹⁵ 1964年に設立された、ニューヨーク市に本部を置く非営利の血液バンク。

¹⁶ アメリカにおける社会課題解決のために、資金調達戦略や分野横断的なパートナーシップ構築等を担う非営利組織。PFSでは中間支援組織として参画することが多い。

		【内訳】 サービス提供期間：2018年～2020年（3年間） 評価時期：2018年～2020年の毎年いずれかの時期 （詳細不明） 支払時期：2017年～2020年のいずれかの時期（詳細不明）
契約金額	総額	500千ドル
	最低支払額	450千ドル
	成果連動支払額	50千ドル
財政効果 の試算	費目	輸入血液の購入費用の削減
	金額	非公表
事業者選定方式		非公表

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

デラウェア州では若い献血者を確保することが難しく、特に17～34歳のいわゆるミレニアル世代の献血者数は、現状のBlood Bank of Delmarvaの献血者全体のうちわずか15%程度であった。さらに、これらの若者が献血所で献血する血液量は減少傾向であった。

この課題について、献血車の台数を増やすことで若者の献血を促せる可能性を、Blood Bank of Delmarvaは早くから認識していたが、献血車を追加で調達する費用が課題となっていた。

これに対し、2017年にDCF及びDiscover Bank（以下「DCF等という。」）がDCF Social Impact Fundという基金を設立し、その基金を通じて、Blood Bank of Delmarvaに資金提供をすることで、献血車の台数を増やすこととなった。

最終的な本事業の支払を担う役割は、1937年の設立以来、主にデラウェア州の市民生活の質向上に投資をしてきたLongwood Foundationが担うこととなった。

イ 体制の詳細

Longwood FoundationとBlood Bank of Delmarvaは契約を締結した。

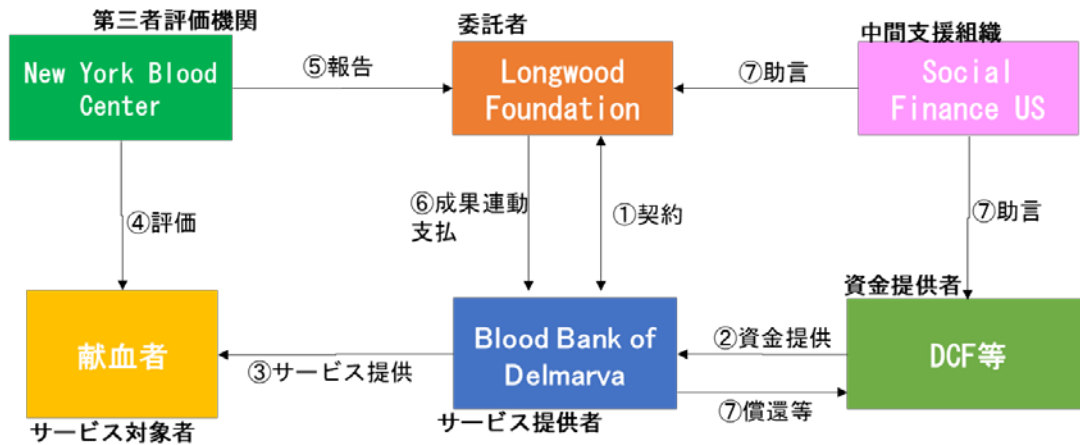
Blood Bank of DelmarvaはLongwood Foundationとの契約締結後に、DCF等から資金提供を受けた。

Blood Bank of DelmarvaはDCF等から提供された資金を用いてサービスを提供する。

サービス提供完了後、第三者評価機関であるNew York Blood Centerが、成果指標の評価を行う。

Longwood Foundationは評価結果に基づき、支払基準に従って成果連動支払をBlood Bank of Delmarvaに行う。Blood Bank of Delmarvaはこれを原資としてDCF等への償還等に充てる。

図表 5 事業体制



ウ 事業スケジュール

詳細なスケジュールは非公表だが、サービス提供が開始される前年の2017年を準備時期とし、DCF等から資金提供を受けたBlood Bank of Delmarvaが、サービス提供に必要な献血車の追加調達等を行う。

サービス提供期間は2018年から2020年までの3年間である。

図表 6 事業スケジュール

	2017年				2018年				2019年				2020年			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
事業準備（献血車調達等）																
サービス提供																
評価																
支払	最低支払								※具体的な時期は不明							
	成果連動支払															

エ 評価手法

① 成果指標の設定

成果指標は以下の2点である。

- ・17～34歳の献血者数
- ・輸入血液割合

なお、成果指標の設定に際しては中間支援組織であるSocial Finance USが中心となつて、Longwood Foundation、DCF及びBlood Bank of Delmarvaと協議し決定した。

② 評価方法

評価は New York Blood Center が事前事後比較法¹⁷で行う。評価に使用する 17～34 歳の献血者数や輸入血液量といったデータは、Blood Bank of Delmarva が登録しているアメリカ食品医薬品局（FDA）のポータルサイトの記録を利用する。

オ 支払条件

詳細は非公表となっているが、成果連動支払の支払条件として、3年連続で 17～34 歳の献血者が毎年前年比で 500 人以上増加すること及び輸入血液割合を 2.5%未満にすることが示されている。

カ 中間支援組織の役割

中間支援組織である Social Finance US は、本事業の成果指標や支払条件の設定にあたり、Longwood Foundation や DCF 等、Blood Bank of Delmarva との協議の仲介役として合意形成を行った。また、サービス提供期間には事業の進捗状況の確認を行うとともに、必要に応じて Longwood Foundation 等に対し助言を行う。

¹⁷ 事業の実施前の値と実施後の値を比較する方法。

事業名称 : Community Hypertension Prevention Initiative
事業概要 : 生活の質の向上及び医療費適正化を目指して、高血圧前症 ¹⁸ の60歳以上の人を対象に生活習慣改善プログラムを提供。

●基本データ

事業実施地域	カナダトロント市及びバンクーバー市	
社会的課題及びその背景	高血圧前症の高齢者の約50%が慢性的な高血圧症に進行する。高血圧症は脳卒中や心臓発作を引き起こし、毎年多くの死者を出している。また、脳卒中患者は入院日数が長く、医療費高騰の一因として課題となっている。 そこで高血圧前症の高齢者に対して生活習慣改善プログラムを提供し、生活の質の向上、医療費適正化を目指す。	
目指す成果	脳卒中や心臓発作の要因の1つである高血圧症を予防し、生活の質の向上及び医療費適正化を目指す。	
サービス対象者	トロント市及びバンクーバー市在住の60歳以上の高齢者で、高血圧前症であるが血圧薬を服用していない人約7,000人	
事業関係者	委託者	カナダ公衆衛生局
	受託者	Heart and Stroke Foundation ¹⁹
	サービス提供者	Heart and Stroke Foundation
	資金提供者	Ian Cockwell and Andrew Cockwell ²⁰ Guy M. Beaudin ²¹ Max Bell Foundation ²² Mindset Social Innovation Foundation ²³ QBE Insurance Group ²⁴ RBC Generator ²⁵ TELUS Ventures ²⁶ The Catherine Donnelly Foundation ²⁷

¹⁸最高血圧120～139、または最低血圧80～89の状態（米国高血圧合同委員会の第7次ガイドラインより）

¹⁹ 心臓病と脳卒中を予防するプログラムや研究、資金提供を行う財団。

²⁰ 不明

²¹ RHR International のシニアパートナーで博士。

²² 公的サービスにつながる事業を中心に資金提供を行う財団。

²³ 循環型経済を目指し、電子廃棄物削減とPFSを含むソーシャルファイナンス分野を中心に資金提供を行う財団。

²⁴ オーストラリアの保険会社。北米、ヨーロッパでも展開。

²⁵ 社会問題や環境問題に対して資金提供を行う投資ファンド。

²⁶ ベンチャーキャピタル。カナダ国内の社会課題解決型事業に対しても資金提供を行っている。

²⁷ 成人向けの教育、環境への取組み、ホームレスからの脱却もしくはホームレスにならないようにする取組み等に対して資金提供を行う財団。

		The J. W. McConnell Family Foundation ²⁸
	第三者評価機関	Social Research and Demonstration Corporation(以下「SRDC」という。) ²⁹
	中間支援組織	MaRS Centre for Impact Investing ³⁰
	サービス内容	Heart and Stroke Foundationは、ヘルスコーチ（ボランティア）を育成し、ヘルスコーチがサービス対象者に以下の生活習慣プログラムを提供する。 ■生活習慣改善プログラムの内容 ヘルスコーチは、ウォーキングクラブやクッキングクラブを開催し、その中でサービス対象者に対して食事指導を行う。また、オンラインで禁煙指導、食事療法の助言等を提供する。
	成果指標	・ 血圧測定値を提出し、かつ生活習慣改善プログラムに登録・参加した人数 ・ 生活習慣改善プログラム実施前と実施後（プログラム参加から6カ月後）の血圧差（全参加者平均値）
	事業期間	2016年10月～2019年4月（2年5カ月間） 【内訳】 サービス提供期間：2016年10月～2018年12月 評価時期：2017年4月～2019年4月 ※参加者は2016年10月から順次生活習慣改善プログラムを受ける。各参加者は生活習慣改善プログラム参加前及び参加から6カ月後に血圧を測定する。 支払時期：不明
契約金額	総額	約4,850千カナダドル
	最低支払額	約1,000千カナダドル 【内訳】 不明
	成果連動支払額	約3,850千カナダドル 【内訳】 不明
財政効果の試算	費目	医療費
	金額	不明

²⁸ 持続可能な食品、健康、芸術文化、起業家育成、環境等の分野に対して資金提供を行う財団。ほかにもイノベーションを生み出すための研究やプログラムの提供、基金も持っている。

²⁹ カナダ政府の大規模事業をはじめとして様々な事業の評価（効果的な介入の設計、開発、評価等）を行う非営利研究機関。

³⁰ 社会課題を官民連携で解決するための事業スキームの構築、起業家の育成、市場調査等を行う組織。

事業者選定方法	中間支援組織、サービス提供者の選定に公募は実施していない。
---------	-------------------------------

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

カナダでは、4人に1人が心臓疾患や脳卒中で死亡しており、その危険因子の1つに高血圧症がある。これに対して、サービス提供者である Heart and Stroke Foundation 及び中間支援組織である MaRS Centre for Impact Investing は、生活習慣を改善して高血圧を抑制することで高血圧症を予防する高血圧前症の高齢者向けの生活習慣改善プログラムを開発し、成果に応じて支払を行うという SIB を活用して当該プログラムを行うことをカナダ公衆衛生局に提案した。

カナダ公衆衛生局は提案を受け、当該プログラムによって成果がどの程度創出されるのか検証するために、まず、オンタリオ州、ブリティッシュコロンビア州、アルバータ州にてモデル事業を行い、成果が出ることを確認した。これを受けて、①成果の創出が見込まれるプログラムであること、②予算は他の喫緊の課題対応のために優先的に配分され、「予防」事業への配分は劣後にならざるを得ない中、SIB を用いることで成果創出後に予算が執行されるため、喫緊の課題に予算を配分しつつ、予防事業にも予算を配分できること、③成果が出た場合のみ支払を行うため、限られた財源を有効に活用できることを評価し、カナダ公衆衛生局は、SIB を活用して当該プログラムを実施することとした。

導入可能性調査は、カナダ公衆衛生局、Heart and Stroke Foundation、MaRS Centre for Impact Investing が協議を行いながら実施した。

イ 体制の詳細

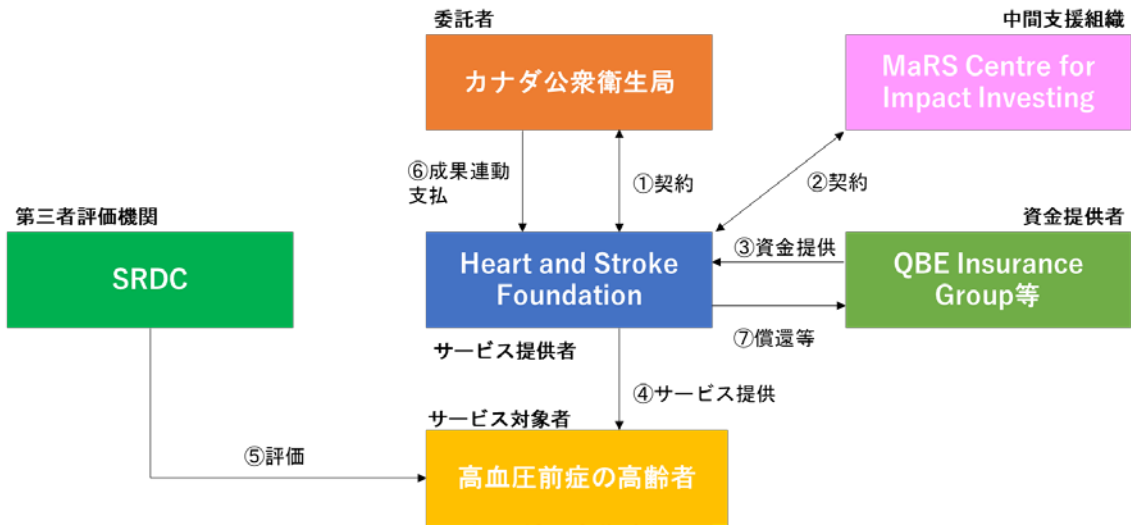
カナダ公衆衛生局と Heart and Stroke Foundation が契約を締結した。また、Heart and Stroke Foundation は、中間支援組織の MaRS Centre for Impact Investing と契約を締結した。

Heart and Stroke Foundation はカナダ公衆衛生局との契約締結後、資金提供者である Ian Cockwell and Andrew Cockwell、Guy M. Beaudin、Max Bell Foundation、Mindset Social Innovation Foundation、QBE Insurance Group、RBC Generator、TELUS Ventures、The Catherine Donnelly Foundation、The J.W. McConnell Family Foundation（以下「Ian Cockwell and Andrew Cockwell 等」という。）から資金を調達し、サービス提供を行った。

各参加者は生活習慣改善プログラムの参加前及び参加から6カ月後に血圧を測定し、その結果をもとに第三者評価機関の SRDC が評価を行った。

カナダ公衆衛生局は、評価結果に基づき、Heart and Stroke Foundation に成果連動支払を行い、Heart and Stroke Foundation は成果連動支払を受けて、Ian Cockwell and Andrew Cockwell 等に償還等した。

図表7 事業体制



ウ 事業スケジュール

2013年より、サービス提供者である Heart and Stroke Foundation 及び中間支援組織である MaRS Centre for Impact Investing は、高血圧前症の高齢者向けの生活習慣改善プログラムの開発（オンラインプラットフォーム開発、ボランティア募集、ボランティアの研修プログラムの開発等）を開始した。その後、カナダ公衆衛生局に SIB を活用したプログラムの実施を提案し、カナダ公衆衛生局、Heart and Stroke Foundation 及び MaRS Centre for Impact Investing にてパイロット事業を行い、2016年10月より SIB 事業を開始した。

各参加者は生活習慣改善プログラム開始前及び開始から6カ月後に血圧を測定し、第三者評価機関である SRDC はその結果をもとに評価を行った。

なお、カナダ公衆衛生局は、SIB を活用して当該本プログラムを3期間実施することを予定しており、本 SIB 事業は、その1期目にあたる。2期目の SIB 事業は2019年1月に開始している。また、3期目の SIB 事業は2020年前半に始まる予定である。

図表8 事業スケジュール

	2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
プログラム開発																												
庁内検討																												
パイロット事業																												
契約締結																												
サービス提供																												
評価																												
成果連動支払																												

※具体的な時期は不明

エ 評価手法

① 成果指標の設定

高血圧前症は、健康、適度な運動、食事の改善、禁煙等によって改善が見込めることから、本 SIB 事業の成果指標は「血圧測定値を提出し、かつ生活習慣改善プログラムに登録・参加した人数」と「生活習慣改善プログラム実施前と実施後（プログラム参加から6カ月後）の血圧差（全参加者平均値）」としている。

② 評価方法

評価は、マッチング法³¹を用いる。

SRDC は、参加者を対象者群として血圧の変化を把握し、この結果と対照群の結果と比較して評価する。対照群の詳細は不明である。

オ 支払条件

カナダ公衆衛生局は、Ian Cockwell and Andrew Cockwell に対する保証と成果連動支払額を負担する。

Ian Cockwell and Andrew Cockwell は、カナダ公衆衛生局が約 1,000 千カナダドルの保証を行うことをもって資金提供を行う。

成果指標「血圧測定値を提出し、プログラムに登録し参加する人数」に対する支払は、最大 1,600 千カナダドルである。「全参加者のプログラム参加後（6カ月後）の血圧変化の平均値」に対する支払は、最大 2,250 千カナダドルである。

図表 9 支払基準

成果指標	成果連動支払額
血圧測定値を提出し、かつ生活習慣改善プログラムに登録・参加した人数	1,600 千カナダドル
生活習慣改善プログラム実施前と実施後（プログラム参加から6カ月後）の血圧差（全参加者平均値）	2,250 千カナダドル

カ 中間支援組織の役割

中間支援組織である MaRS Centre for Impact Investing は、立ち上げ期にサービス提供者である Heart and Stroke Foundation と連携したサービスを開発した上で、パイロット事業を行った。また、カナダ公衆衛生局及び Heart and Stroke Foundation とともに SIB に関する協議を行い、SIB スキームの構築を行った。

³¹ 対象者群と可能な限り類似した対照群を設定し、両者を比較する方法。

(2) 教育分野

事業名称：HCT Independent Travel Training
事業概要：特別支援を受ける児童の通学支援に要する行政コストを削減するとともに、生活の質の向上を目指して、通学の支援を要する児童に自力で通学するための訓練を実施。

●基本データ

事業実施地域	英国ノーフォーク郡	
社会的課題及びその背景	特別支援を受ける児童は、通学時に専用バス等による無料の通学支援を受けているが、児童の中には訓練を受けることで、自力で公共交通機関等を利用して通学できる児童がいる。通学支援費用は行政が負担していることから、適正化（支援の必要性が高い人にサービスを提供すること）が課題となっていた。また、自力で移動できることで就労など将来の可能性が広がることから、児童の生活の質の向上の点でも課題となっている。	
目指す成果	通学支援の必要な児童に対して自力通学の訓練を行い、自力で移動するための知識やスキル、自信を養うことで、将来の就労準備を行い、児童の生活の質の向上を目指す。また、通学支援に要している行政コストの削減も目指す。	
サービス対象者	ノーフォークに居住し、かつ Special Educational Needs 又は Education, Health and Care Plan を受ける 7～13 歳までの児童 404 人	
事業関係者	委託者	ノーフォーク郡議会
	受託者	HCT Group ³²
	サービス提供者	HCT Group
	資金提供者	Bridges Fund Management ³³
	第三者評価機関	ATQ Consultans ³⁴ 、Ecory ³⁵
	中間支援組織	なし
サービス内容	HCT Group は、通学支援を受ける児童が自力通学できることを目指し、オーダーメイドの通学訓練を行う。 具体的には各児童にパーソナルトレーナーがつき、児童の自信を養い、かつ安全で楽しく通学できる方法を数週間に渡って指	

³² 英国において輸送サービスとコミュニティサービスを提供する社会的企業。

³³ 持続可能性に対する投資を専門とする金融機関。主に健康、福祉、教育、生活の 4 つのテーマに対し投資を行う。

³⁴ 公共サービス提供の効率化等のサービスを提供する英国のコンサルティング会社。

³⁵ 欧州を中心に経済調査及びコンサルティングを英国の行う会社。

		導する。
成果指標		<ul style="list-style-type: none"> ・通学訓練を修了した人数 ・1学期間（6ヶ月間）自力通学を継続した人数 ・2学期間（1年間）自力通学を継続した人数
事業期間		2016年～2022年8月（約7年間） 【内訳】 サービス提供期間：2017年7月～2022年8月 評価時期：不明（サービス提供期間中に実施） 支払時期：不明
契約金額	総額	490千ポンド
	最低支払額	なし
	成果連動支払額	490千ポンド
財政効果の試算	費目	通学支援に要する費用
	金額	不明
事業者選定方法		サービス提供者の選定に公募は実施していない。

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

ノーフォーク郡議会とサービス提供者である HCT Group は、通学支援を受けている児童が自力通学することで創出される、通学支援に要する費用の削減額の規模、当該削減額を創出するのに必要なサービス内容、成果創出までにかかる期間について分析を行った。その結果、ノーフォーク郡議会は、HCT Group のサービス内容で成果が見込まれること、同サービスの提供による成果創出までの期間が妥当であること、行政コスト削減規模が一定程度見込まれること等から、SIB 事業として通学支援を行うことを決定した。

そこで、ノーフォーク郡議会と HCT Group は導入可能性調査を開始した。

実施体制、成果指標、支払条件、評価方法等をできるだけシンプルにしたいという HCT Group の意向を受けて、ノーフォーク郡議会は、他の地方政府との連携はせずに委託者をノーフォーク郡議会のみとし、また、資金提供者も Bridges Fund Management 一者のみとした。また、成果指標は客観的で評価しやすいという観点から設定した。

イ 体制の詳細

ノーフォーク郡議会と HCT Group が契約を締結した。また、Commissioning Better

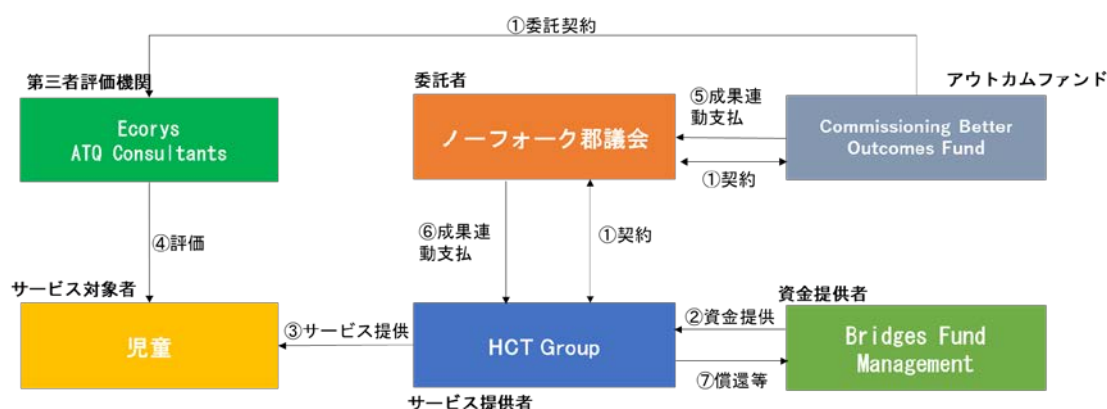
Outcomes Fund³⁶を所管する National Lottery Community Fund ³⁷は、第三者評価機関である ATQ Consultants、Ecorys と委託契約を締結した。

これを受けて HCT Group は Bridges Fund Management より資金提供を受け、サービス提供を開始した。

サービス提供完了後、第三者評価機関の ATQ Consultants、Ecorys が評価を行う。

National Lottery Community Fund とノーフォーク郡議会は、評価結果に応じて HCT Group に成果連動支払を行う。HCT Group はこれを受けて Bridges Fund Management に償還等する。

図表 10 事業体制



ウ 事業スケジュール

2015 年以前から、ノーフォーク郡議会と HCT Group は、通学支援を受けている児童の通学訓練及び SIB の活用について検討を行っていた。

2015 年 9 月、ノーフォーク郡議会と HCT Group は、Commissioning Better Outcomes Fund から約 10 万ポンドの導入可能性調査の補助を受けた。

2016 年にノーフォーク郡議会と HCT Group が契約を締結し、翌年 2017 年 7 月にサービス提供を開始した。

評価はサービス提供期間中に行われる。

³⁶ National Lottery Community Fund が所管するアウトカムファンド。アウトカムファンドとは地方政府等が行う PFS の成果連動支払を行うための基金。詳細は本報告書「IV 国外の PFS にかかる支援制度の事例調査」参照。

³⁷ 英国で販売されている宝くじ「National Lottery」の収益の一部を運営資金として運営する公益団体。休眠口座関連業務（休眠預金を調達して拠出する等）や、アウトカムファンドの運営も行う。

図表 11 事業詳細スケジュール

	2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
庁内検討																																
アウトカムファンド応募																																
導入可能性調査																																
契約締結					※具体的な時期は不明																											
サービス提供																																
評価																	※具体的な時期は不明															
成果連動支払													※具体的な時期は不明																			

エ 評価手法

① 成果指標の設定

ノーフォーク郡議会と HCT Group は、HCT Group の意向により、「分かりやすい」という観点から成果指標を設定した。具体的には、通学支援として提供されている専用バス等の利用から自力通学に変更した児童数を評価することとし、「通学訓練を修了した人数」、「1 学期間（6 カ月間）自力通学を継続した人数」、「2 学期間（1 年間）自力通学を継続した人数」を成果指標とした。

② 評価方法

第三者評価機関である ATQ Consultants、Ecory は、「通学訓練を修了した人数」、「1 学期間（6 カ月間）自力通学を継続した人数」、「2 学期間（1 年間）自力通学を継続した人数」をそれぞれ算定する。

オ 支払条件

Commissioning Better Outcomes Fund 及びノーフォーク郡議会は、3つの成果指標の評価結果に応じて成果連動支払を行う。

図表 12 支払基準

成果指標の支払基準	成果連動支払額
通学訓練を修了した人数	不明
1 学期間（6 カ月間）自力通学を継続した人数	不明
2 学期間（1 年間）自力通学を継続した人数	不明

カ 中間支援組織の役割

中間支援組織は設置していない。

(3) 就労分野

事業名称 : Mental Health and Employment Partnership Social Impact Bond
事業概要 : 医療費の適正化と将来の税収増を目指して、メンタルヘルスの問題（統合失調症、双極性障害、重度のうつ病又は不安症等の精神疾患）を抱えて治療を受けている人に対して、オーダーメイドの就労支援プログラムを提供。

●基本データ

事業実施地域	英国	
社会的課題及びその背景	メンタルヘルスに問題を抱える人の 70~90%は就労意欲があるものの、実際に就労している人はそのうちの 37%、深刻なメンタルヘルスの問題を抱えている人の就労に至っては就労意欲のある人の 7%にとどまる (2015 年時点)。そのため、メンタルヘルスに問題を抱える人の就労支援が課題となっている。	
目指す成果	メンタルヘルスの問題を抱えた人が就労することにより、将来の税収増を目指す。	
サービス対象者	英国内のメンタルヘルスの問題を抱えながら就職活動を行っている人 2,500 人	
事業関係者	委託者	ロンドンハリングエイ自治区 ³⁸ スタッフオードシャー郡議会 Tower Hamlets CCG ³⁹
	受託者	Mental Health and Employment Partnership
	サービス提供者	Mental Health and Employment Partnership (Making Space ⁴⁰ 、Twining ⁴¹ 、Working Well ⁴²)
	資金提供者	Big Issue Invest ⁴³
	第三者評価機関	Social Outcomes Fund ⁴⁴ 、Commissioning Better Outcomes Fund ⁴⁵ の所管機関である内閣府、National Lottery Community

³⁸ ロンドンにおける 32 の主要な地方自治区域の 1 つ。各自治区に設置された評議会により運営される。

³⁹ Clinical Commissioning Group の略。NHS による医療サービスを受託する臨床委託グループ。地域医療機関を取りまとめ、医療政策や予算権限を有する。

⁴⁰ メンタルヘルスの改善、高齢者支援、就労等を支援する組織。

⁴¹ 不明

⁴² 企業のパフォーマンス向上のために、社員の健康やメンタルヘルスの改善、人間関係等の改善を行う組織。

⁴³ ソーシャルビジネスや慈善活動に対して投融資を行う金融機関。

⁴⁴ 内閣府が所管するアウトカムファンド。アウトカムファンドとは地方政府等が行う PFS の成果連動支払を行うための基金。詳細は本報告書「IV 国外の PFS にかかる支援制度の事例調査」参照。

⁴⁵ National Lottery Community Fund が所管するアウトカムファンド。アウトカムファンドとは地方政府等が行う PFS の成果連動支払を行うための基金。詳細は本報告書「IV 国外の PFS にかかる支援制度の事例調査」参照。

		Fund ⁴⁶ から委託を受けた機関
	中間支援組織	Social Finance UK ⁴⁷
サービス内容		Mental Health and Employment Partnership は、サービス対象者に対して、オーダーメイドの就労支援プログラム(Individual Placement and Support : 以下「IPS」という。)を提供する。 具体的にはメンタルヘルスの専門家と就労アドバイザーが連携し、サービス対象者それぞれのニーズに合った就労支援を行う。 また、就職が決まった後も、就労の継続を目的として雇用者及び被雇用者（サービス対象者）に支援を行う。
成果指標		<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援プログラムへの参加 ・ 週 16 時間未満の仕事に応募した ・ 週 16 時間超の仕事に応募した ・ 週 16 時間未満の仕事が続いている ・ 週 16 時間超の仕事が続いている ※サービス対象者ごとに上記成果指標を評価する。
事業期間		2016 年 1 月～2019 年（4 年間） 【内訳】 サービス提供期間：2016 年 4 月～2019 年 評価時期：不明（サービス提供期間中に実施） 支払時期：不明
契約金額	総額	3,300 千ポンド
	最低支払額	なし
	成果連動支払額	総額と同じ。
財政効果の試算	費目	所得税収入
	金額	不明
事業者選定方法		委託者であるロンドンハリンゲイ自治区、スタッフォードシャー郡議会、Tower Hamlets CCG が中間支援組織及びサービス提供者を選定（選定方法は不明）。

⁴⁶ 英国で販売されている宝くじ「National Lottery」の収益の一部を運営資金として運営する公益団体。休眠口座関連業務（休眠預金を調達して拠出する等）や、アウトカムファンドの運営も行う。

⁴⁷ 社会課題解決のために、資金調達戦略や分野横断的パートナーシップ構築を担う非営利組織。PFS では中間支援組織として参画することが多い。

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

メンタルヘルスに問題を抱える人は、そうでない人に比べて就労支援を始めとした社会福祉サービスを受けることができていないという問題を受けて、2014年、中央政府及び地方政府は、メンタルヘルスに問題を抱える人に対する社会福祉サービスの在り方について議論を開始した。

議論の結果、メンタルヘルスに問題を抱える人に対して、有効性の高い就労支援プログラムを把握することを目的として、様々な就労支援プログラムと就労支援の因果関係に関するエビデンス等の調査が行われ、最終的にIPSが選ばれた。

これを受けて2015年、中間支援組織であるSocial Finance UKがMental Health and Employment Partnershipという特別目的会社（以下「SPC」という。）の設置を提案した。

また、Social Finance UKはCommissioning Better Outcomes Fund及びSocial Outcomes Fundから成果連動支払を受けるために、ロンドンハリングエイ自治区、スタッフォードシャー郡議会、Tower Hamlets CCGとともにCommissioning Better Outcomes Fund及びSocial Outcomes Fundの申請窓口に申請し、同年、Commissioning Better Outcomes Fund及びSocial Outcomes Fundの対象事業となることが決定した。

イ 体制の詳細

委託者であるロンドンハリングエイ自治区、スタッフォードシャー郡議会、Tower Hamlets CCGは、サービス提供者であるMental Health and Employment Partnershipと契約を締結した。

また、Commissioning Better Outcomes Fund及びSocial Outcomes Fundの所管であるNational Lottery Community Fund、内閣府が第三者評価機関を担う機関と契約を締結した。

Mental Health and Employment Partnershipは、中間支援組織であるSocial Finance UKとサービスの実質的な提供主体であるMaking Space、Twining、Working Wellが、本PFS事業のサービス提供を行うことを目的として設立したSPCである。

Mental Health and Employment Partnershipは契約締結を受けて、Big Issue Investから資金提供を受け、サービスを提供した。

サービス提供完了後第三者評価機関が評価を行った。

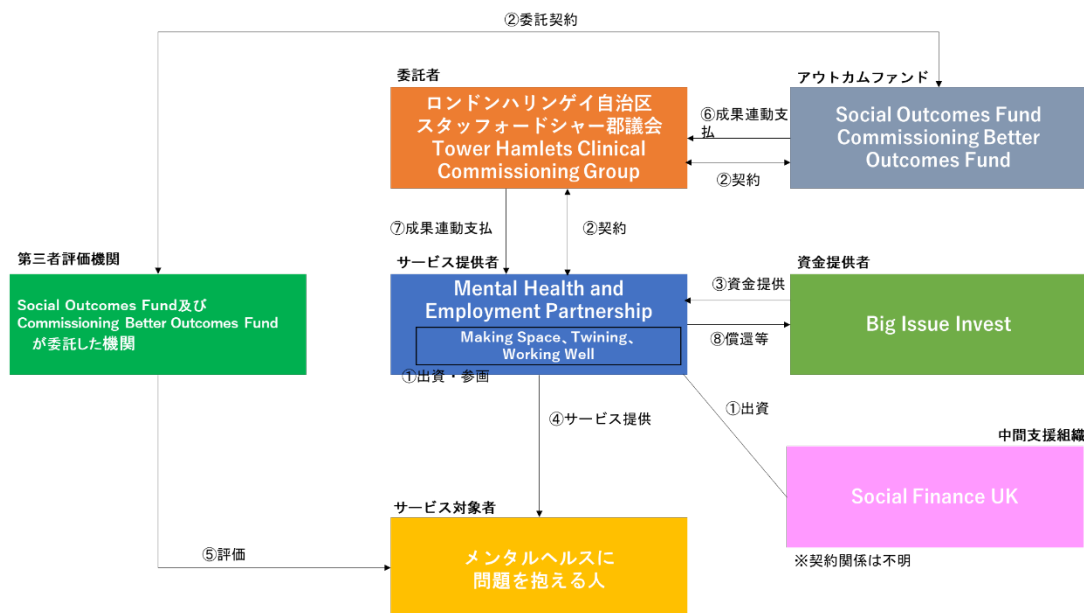
評価結果に基づき、Commissioning Better Outcomes Fund及びSocial Outcomes Fundは、委託者であるロンドンハリングエイ自治区、スタッフォードシャー郡議会、Tower Hamlets CCGに成果連動支払を行った。

ロンドンハリングエイ自治区、スタッフォードシャー郡議会、Tower Hamlets CCGは、Commissioning Better Outcomes Fund及びSocial Outcomes Fundから支払を受けた分も合わせて、Mental Health and Employment Partnershipに成果連動支払を行った。

Mental Health and Employment Partnershipはこれを原資とし、資金提供者であるBig

Issue Invest に償還等を行った。

図表 13 事業体制



ウ 事業スケジュール

2014年、中央政府及び地方政府は、メンタルヘルスに問題を抱える人に対する社会福祉サービスの在り方及びIPSの提供に関する検討を開始した。

2015年、中間支援組織として活動実績のある Social Finance UK は、サービス提供者として複数の事業者から構成される SPC 「Mental Health and Employment Partnership」を設立し、PFSにより事業を実施することを中央政府及び地方市府に提案し、ロンドンハリングエイ自治区、スタッフォードシャー郡議会、Tower Hamlets CCG とともに Commissioning Better Outcomes Fund 及び Social Outcomes Fund に応募した。

同年、本 PFS 事業が Commissioning Better Outcomes Fund 及び Social Outcomes Fund の対象となることが決定した。

2016年1月、ロンドンハリングエイ自治区、スタッフォードシャー郡議会、Tower Hamlets CCG と Mental Health and Employment Partnership が契約を締結し、サービス提供を開始した。

サービス提供は、2016年4月～2019年であり、その間に評価を行った。

図表 14 事業詳細スケジュール

	2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
庁内検討																								
導入可能性調査																								
アウトカムファンド応募																								
契約締結																								
サービス提供																								
評価													※具体的な時期は不明											
成果連動支払													※具体的な時期は不明											

エ 評価手法

① 成果指標の設定

メンタルヘルスの問題を抱えている人は、そうでない人と比べて就職することが困難であり、また、就職しても継続することが難しいとされる。この実態を踏まえて、成果指標は「プログラムに参加する」、「週 16 時間未満の仕事に応募する」、「週 16 時間超の仕事に応募する」、「週 16 時間未満の仕事を続ける」「週 16 時間超の仕事を続ける」とし、サービス対象者ごとに評価することとした。

② 評価方法

第三者評価機関は、Commissioning Better Outcomes Fund 及び Social Outcomes Fund が委託した機関が担い、評価を行った。

地方政府が保有するデータを活用して、成果指標に基づくサービス対象者の状況を把握し、評価した。

オ 支払条件

本 PFS 事業は、委託者であるロンドンハリンゲイ自治区、スタッフォードシャー郡議会、Tower Hamlets CCG の財政的負担を軽減するため、費用の一部をサービス提供者である Mental Health and Employment Partnership、資金提供者である Big Issue Invest も負担した。

具体的には、成果指標①「プログラムに参加する」に基づく成果連動支払額のうち 70% をロンドンハリンゲイ自治区、スタッフォードシャー郡議会、Tower Hamlets CCG が、10% をアウトカムファンド (Commissioning Better Outcomes Fund 及び Social Outcomes Fund) が負担し、残りの 20% を Mental Health and Employment Partnership 及び Big Issue Invest が負担した。

成果指標②～成果指標⑤に対する成果連動支払額は、アウトカムファンド (Commissioning Better Outcomes Fund 及び Social Outcomes Fund) が 100% 負担した。

図表 15 支払基準

成果指標の支払基準	成果連動支払額
① プログラムに参加する	790-1,000 ポンド/人
② 週 16 時間未満の仕事への応募	700 ポンド/人
③ 週 16 時間超の仕事への応募	1,350 ポンド/人
④ 週 16 時間未満の仕事を続ける	1,400 ポンド/人
⑤ 週 16 時間超の仕事を続ける	1,650 ポンド/人

カ 中間支援組織の役割

中間支援組織である Social Finance UK は、立ち上げ期は SPC である Mental Health and Employment Partnership の設立、PFS スキーム構築等を行った。また、サービス提供期は、サービスの実施状況を確認し、成果が達成できるよう進捗管理等を実施した。

事業名称 : Massachusetts Pathways to Economic Advancement
事業概要 : 英語能力の低いグレーターボストン地域の住民の賃金格差等を是正することを目的として、教育・就労支援プログラムを提供。

●基本データ

事業実施地域	米国マサチューセッツ州	
社会的課題及びその背景	マサチューセッツ州グレーターボストン地域の成人の住民は移民と難民の割合が比較的高く、彼らのうち英語能力の低い者は失業率が高く収入が低くなる傾向があるという課題がある。	
目指す成果	本事業のサービス対象者が高等教育への進学を達成し、就労し、より高い賃金を受け取れるようになることを目標とする。	
サービス対象者	グレーターボストン地域在住で、英語能力が低いため英語学習に取り組みながら就労や進学を望む 2,000 人	
事業関係者	委託者	マサチューセッツ州
	受託者	Social Finance US ⁴⁸
	サービス提供者	Jewish Vocational Service ⁴⁹
	資金提供者	Prudential Financial Inc. ⁵⁰ Maycomb Capital Community Outcomes Fund ⁵¹ Living Cities' Blended Catalyst Fund ⁵² Combined Jewish Philanthropies' Donor Advised Funds ⁵³ ほか計 40 の資金提供者から成る。
	第三者評価機関	Economic Mobility Corporation ⁵⁴
	中間支援組織	Social Finance US
サービス内容	就労支援や英語教育等の以下の 4 つのプログラムを提供する。 1. Rapid Employment : 早急に就労したい成人の難民を主な対象に、英語教育と就労プログラムを提供。 2. English for Advancement : 再就職希望者や就職希望の学生に対し英語教育と職業紹介サービスを提供。	

⁴⁸ アメリカにおける社会課題解決のために、資金調達戦略や分野横断的なパートナーシップ構築等を担う非営利組織。PFS では中間支援組織として参画することが多い。

⁴⁹ 主に第二次大戦後のユダヤ人難民支援を目的に 1949 年に設立した、健康増進や就労支援等のサービスを提供する組織。

⁵⁰ 生命保険を主業としたアメリカ合衆国に本社をおく世界最大級の金融サービス機関。

⁵¹ 民間資金を活用して地域課題解決を目指す事業に投資をする金融機関。

⁵² 都市問題を解決するための革新的事業に投資をする金融機関。

⁵³ 慈善団体への寄付の仲介し、投資の合理化を図る金融機関。

⁵⁴ 社会的弱者の就労を促すための教育・スキルアッププログラムの設計や評価を担う非営利組織。

		3. Skills Training : 医療やホスピタリティ分野の就業訓練と資格取得支援、職業紹介サービスを提供。 4. Bridges to College : 高等教育への進学を目指す人への、数学、理科、英語の補習サービスを提供。
成果指標		所得増加額 高等教育への進学成功人数 プログラムへの参加人数
事業期間		2017年～2022年(6年間) 【内訳】 サービス提供期間: 2017年～2019年 評価時期: 2017年～2022年 支払時期: 2017年～2022年
契約金額	総額	15,000千ドル
	最低支払額	12,430千ドル
	成果連動支払額	2,570千ドル
財政効果の試算	費目	住民の所得増加に伴う税収増加
	金額	非公表
事業者選定方法		サービス提供者から委託者への提案を基に案件が形成されたが、具体的な事業者選定プロセスは非公表となっている。

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

マサチューセッツ州に英語能力の低い者が多く、これらの人は収入が低くなる傾向があることから、教育・就労支援プログラムの提供等に取り組んでいる Jewish Vocational Service が、PFS を活用した事業をマサチューセッツ州に提案した。この提案が、成人の収入増加による税収増を期待するマサチューセッツ州の関心と一致し、事業化に至った。

イ 体制の詳細

マサチューセッツ州と中間支援組織である Social Finance US が契約を締結し、これを受けて Social Finance US はサービス提供者である Jewish Vocational Service と契約した。また、マサチューセッツ州は第三者評価機関である Economic Mobility Corporation と契約を締結した。

Social Finance US はマサチューセッツ州との契約締結後、Prudential Finance Inc. をはじめとする 40 の資金提供者（以下「Prudential Financial Inc 等」という。）から資金提供を受けた。

Jewish Vocational Service は Prudential Financial Inc 等から提供された資金を用い

エ 評価手法

① 成果指標の設定

所得増加額、高等教育への進学成功人数、プログラムへの参加人数という3つの成果指標項目以外は、公表されていない。

② 評価方法

マサチューセッツ州の労働雇用局と教育局が、成果指標を評価するために必要な賃金や就労状況等のデータを、Economic Mobility Corporation へ提供する以外の具体的な評価方法は、公表されていない。

オ 支払条件

事業実施期間中の総事業費を15,000千ドルと算出し、このうち、最低支払額を12,430千ドル、成果連動支払額の上限を2,570千ドルと設定しているが、詳細は、未公表である。

カ 中間支援組織の役割

Social Finance US はこれまでに、収入格差や健康格差の是正、再犯防止等の複雑な社会的課題に取り組む官民パートナーシップを組成・管理してきた実績を持つ。これらの知見を活用し、委託者であるマサチューセッツ州と契約を締結して本事業を事業開始前から支援する。具体的には、事業開始前は評価指標やその評価方法の設定や支払条件等を Prudential Financial Inc 等と協議するとともに、事業実施中は各プログラムの進捗等を確認する。

事業名称 : Depaul UK Your Chance Social Impact Bond
事業概要 : ホームレスから脱却することで生活の質の向上、社会保障費の適正化、犯罪率の低下を目指し、ホームレス状態の若者に定住、教育、就労等の支援を実施。

●基本データ

事業実施地域	英国ロンドン（グリニッジ）	
社会的課題及びその背景	ホームレスの約2割はアルコール・薬物乱用やメンタルヘルスの問題を抱えており、また、約4割がニートである。ホームレスの中には若者も多く、ホームレスやニートではない同年代の若者と比べて犯罪率や社会保障への依存が高い。ホームレス状態の若者に自立支援を行うことで犯罪率を低下させ、社会保障費の適正化を図ることが英国全体で喫緊の課題となっている。	
目指す成果	ホームレス状態から脱却させ、本人の生活の質の向上、社会保障費の適正化、犯罪率の低下等を目指す。	
サービス対象者	ロンドンでホームレス法 ⁵⁵ に定めるホームレス状態にある18～24歳の人178人	
事業関係者	委託者	住宅・コミュニティ・地方自治省
	受託者	Social Finance UK ⁵⁶
	サービス提供者	Depaul UK ⁵⁷
	資金提供者	Big Issue Invest ⁵⁸ Bridges Ventures ⁵⁹ Montpelier Foundation ⁶⁰
	第三者評価機関	なし
	中間支援組織	Social Finance UK
サービス内容	Depaul UKは、各サービス対象者にサポートワーカーを配置する。 サポートワーカーは、各サービス対象者にアセスメントを行い、オーダーメイドの支援計画を策定した上で、サービス対象	

⁵⁵ 2002年制定。ホームレスを「占拠する法的権利を有し、アクセス可能かつ物理的に使用可能で、継続して居住することが合理的である宿泊場所を有さない者」と定義している。

⁵⁶ 社会課題解決のために、資金調達戦略や分野横断的パートナーシップ構築を担う非営利組織。PFSでは中間支援組織として参画することが多い。

⁵⁷ ホームレス状態にある若者に対して、緊急宿泊施設の提供や、アウトリーチ、住宅確保等のサービスを提供する慈善団体。

⁵⁸ ソーシャルビジネスや慈善活動に対して投融資を行う金融機関。

⁵⁹ 健康、教育、水資源、エネルギー、気候変動等の分野において経済的価値と社会的価値を両立した投資を行う投資ファンド。

⁶⁰ 支援を必要とする人（主に職業訓練、小規模農家の支援等）に対して資金提供を行う財団。

		者に対して定住、教育、就労等の支援を提供する。
成果指標		<ul style="list-style-type: none"> ・ 3、6、12、18 カ月後のタイミングで定住施設に住んでいる。 ・ 全国職業資格 (NVQ) もしくはそれと同等の資格を取得している。 ・ 6～26 週間に渡るボランティアへの従事、パートタイム、フルタイムの雇用がある。
事業期間		2015 年 1 月～2017 年 12 月 (2 年 11 カ月間) 【内訳】 サービス提供期間：2015 年 1 月～2017 年 12 月 評価時期：2015 年 9 月、2016 年 9 月、2017 年 9 月～10 月 支払時期： <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果連動支払：2015 年第 3 四半期～2017 年第 4 四半期までの各四半期末
契約金額	総額	1,600 千ポンド
	最低支払額	なし
	成果連動支払額	1,600 千ポンド
財政効果の試算	費目	社会保障費
	金額	不明
事業者選定方法		中間支援組織の選定に公募は実施していない。 中間支援組織が競争入札にてサービス提供者を選定。

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

当時、イングランド地方には、薬物・アルコール乱用、メンタルヘルスの問題、家賃滞納による立退歴がある等の複雑な問題を抱えたホームレスの若者 (18～24 歳) が、約 6 万人いることが把握されていた。

英国の住宅・コミュニティ・地方自治省は、この事態を打開するために、ホームレス対策を目的として Fair Chance Fund というアウトカムファンドを設置し、その資金を用いて 7 つの SIB 事業を実施することとした。本 SIB 事業はこのうちの 1 つである。

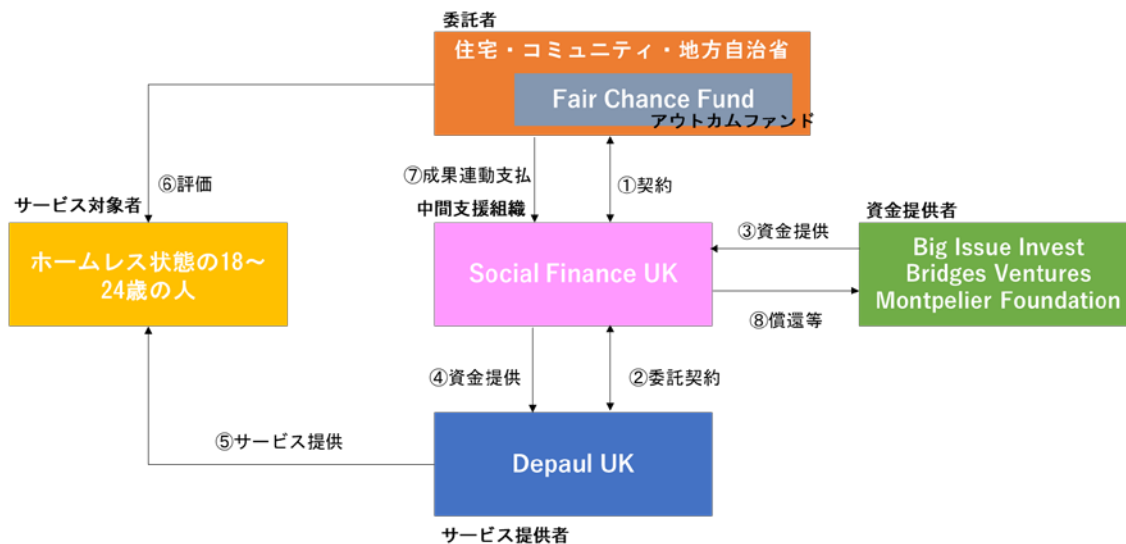
イ 体制の詳細

住宅・コミュニティ・地方自治省と中間支援組織である Social Finance UK が契約を締結し、Social Finance UK がサービス提供者である Depaul UK と契約を締結した。

Social Finance UK は、住宅・コミュニティ・地方自治省との契約締結後、Big Issue Invest、Bridges Ventures、Montpelier Foundation から資金提供を受けて、Depaul UK がその資金を活用してサービスを提供した。

サービス提供完了後、住宅・コミュニティ・地方自治省は Fair Chance Fund の資金から Social Finance UK に成果連動支払を行った。Social Finance UK は、Fair Chance Fund による成果連動支払を原資として、Big Issue Invest、Bridges Ventures、Montpelier Foundation に償還等した。

図表 18 事業体制



ウ 事業スケジュール

住宅・コミュニティ・地方自治省は 2015 年以前から SIB を活用したホームレス対策の検討を行い、2015 年 1 月より、SIB 事業を実施した。

サービス提供は 2015 年 1 月～2017 年 12 月に実施し、評価は、2015 年 9 月、2016 年 9 月、2017 年 9 月に実施した。

成果連動支払は、住宅・コミュニティ・地方自治省が成果指標ごとに行った評価結果を踏まえて、住宅・コミュニティ・地方自治省が Social Finance UK に対して、Fair Chance Fund からの成果連動支払を用いて四半期ごとに成果連動支払を行った。

なお、Fair Chance Fund の資金を用いて成果連動支払を行う他の 6 つの SIB 事業も同様のスケジュールで実施された。

図表 19 事業詳細スケジュール

	2014年				2015年				2016年				2017年			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
庁内検討	■	■	■	■												
契約締結					■											
サービス提供					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
評価							■				■				■	
成果連動支払							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

エ 評価手法

① 成果指標の設定

住宅・コミュニティ・地方自治省は、Fair Chance Fund の資金を用いて成果連動支払を行うにあたり、レートカード⁶¹を設けている。レートカードは、ホームレスの若者の自立を促すためには定住と就労が有効であるというエビデンスに基づき、「3、6、12、18 カ月後のタイミングで定住施設に住んでいる」、「全国職業資格（NVQ）もしくはそれと同等の資格を取得している」、「6～26 週間に渡るボランティアへの従事、パートタイム、フルタイムの雇用がある」等を成果指標としている。成果指標の一覧は下表のとおりである。

図表 20 成果指標一覧

成果指標の詳細
第1回アセスメント実施者数
第2回アセスメント実施者数
第3回アセスメント実施者数
宿泊施設への入居
宿泊施設への3カ月間連続での入居
宿泊施設への6カ月間連続での入居
宿泊施設への12カ月間連続での入居
宿泊施設への18カ月間連続での入居
就学又は職業訓練の開始
45時間以上の学習指導と入門レベルの資格取得
120時間以上の学習指導とレベル1の資格取得
325時間以上の学習指導とレベル2の資格取得
就業

⁶¹ 成果指標と成果連動支払額を一覧化したもの。Fair Chance Fund の資金から成果連動支払を受ける場合、レートカードに示される金額が成果に応じて支払われる。

成果指標の詳細
13 週間のパートタイム勤務
26 週間のパートタイム勤務
13 週間のフルタイム勤務
26 週間のフルタイム勤務
6 週間のボランティア
13 週間のボランティア
20 週間のボランティア
26 週間のボランティア

② 評価方法

評価は、Fair Chance Fund を所管する住宅・コミュニティ・地方自治省が委託者として実施した。

具体的には、サービス対象者及び関係者に対してインタビュー調査を行い、その結果を評価した。

オ 支払条件

住宅・コミュニティ・地方自治省は Social Finance UK に対して、評価結果に応じて四半期ごとに成果連動支払を行った。成果連動支払の資金は Fair Chance Fund の資金を活用した。

各成果指標の評価結果に応じた支払額は、前述のレートカードに基づき、以下のとおりである。支払額の請求は各サービス対象者に対して一度のみであり、また、サービス対象者 1 人あたりの支払額の上限は 17,000 ポンドである。

図表 21 支払基準

成果指標の詳細	成果連動支払額（1人あたり）
第1回アセスメント実施者数	500 ポンド
第2回アセスメント実施者数	500 ポンド
第3回アセスメント実施者数	200 ポンド
宿泊施設への入居	500 ポンド
宿泊施設への3カ月間連続での入居	1,500 ポンド
宿泊施設への6カ月間連続での入居	1,500 ポンド
宿泊施設への12カ月間連続での入居	1,500 ポンド
宿泊施設への18カ月間連続での入居	1,500 ポンド
就学又は職業訓練の開始	500 ポンド

成果指標の詳細	成果連動支払額（1人あたり）
45 時間以上の学習指導と入門レベルの資格取得	1,500 ポンド
120 時間以上の学習指導とレベル 1 の資格取得	2,500 ポンド
325 時間以上の学習指導とレベル 2 の資格取得	3,500 ポンド
就業	500 ポンド
13 週間のパートタイム勤務	3,000 ポンド
26 週間のパートタイム勤務	2,000 ポンド
13 週間のフルタイム勤務	4,500 ポンド
26 週間のフルタイム勤務	3,500 ポンド
6 週間のボランティア	500 ポンド
13 週間のボランティア	500 ポンド
20 週間のボランティア	250 ポンド
26 週間のボランティア	250 ポンド

カ 中間支援組織の役割

中間支援組織である Social Finance UK は、立ち上げ期に導入現可能性調査を担当している。また、受託者として住宅・コミュニティ・地方自治省と契約を締結し、サービス提供者である Depaul UK とも契約を締結した。

サービス提供期には、進捗管理を行った。

(4) 再犯防止

事業名称 : Social Impact Bond at HMP Peterborough
事業概要 : 1年未満の短期刑で出所した人の再犯防止と刑務所収容コストの削減を目指して、複合的なサービスを提供。

●基本データ

事業実施地域	英国	
社会的課題及びその背景	英国では当時、収容期間1年未満の受刑者に対する出所後の支援がないために再犯が多発し、治安の悪化、刑務所収容に要する費用の増加が課題となっていた。 ピーターバラ刑務所でも同様に、収容期間1年未満で出所する短期受刑者は、出所後、ホームレスや社会福祉サービスを受けられない等の状態に陥る人が多く、結果的に再犯が多い状況であった。そのため、再犯を防ぎ、治安を改善し、増大する刑務所収容コストを削減することが喫緊の課題となっていた。	
目指す成果	収容期間1年未満のピーターバラ刑務所出所者に対して、出所後に支援を行うことで再犯を防いで再犯率を下げるとともに、刑務所収容コストの削減を目指す。	
サービス対象者	ピーターバラ刑務所に短期間（1年未満）服役し、出所した18歳以上の男性3,000人	
事業関係者	委託者	法務省 Big Lottery Fund（現：National Lottery Community Fund） ⁶²
	受託者	Social Finance UK ⁶³
	サービス提供者	The ONE Service （St. Giles Trust ⁶⁴ , Ormiston Children and Families Trust ⁶⁵ , SOVA ⁶⁶ , YMCA ⁶⁷ から構成）
	資金提供者	Barrow Cadbury Charitable Trust ⁶⁸

⁶² 英国で販売されている宝くじ「National Lottery」の収益の一部を運営資金として運営する公益団体。休眠口座関連業務（休眠預金を調達して拠出する等）や、アウトカムファンドの運営も行う。

⁶³ 社会課題解決のために、資金調達戦略や分野横断的パートナーシップ構築を担う非営利組織。PFSでは中間支援組織として参画することが多い。

⁶⁴ 貧困、依存症、失業等様々な障害を乗り越えるためのサポートを行う企業。

⁶⁵ 犯罪をした親を持つ子供の支援、精神疾患を有する人の支援等を行う企業。

⁶⁶ イングランド及びウェールズで活動する慈善団体。犯罪、麻薬、失業、孤立等の状態にある人に対して支援活動を行っている。

⁶⁷ あらゆる年代に対して、緊急宿泊施設の提供、家族関係の相談・支援、健康・福祉施設（プール、ホール、ジム等）や健康プログラムの提供、教育（特に若者に対して提供）等を行う非営利組織。

⁶⁸ 社会課題解決型の事業に資金を提供している団体。

		<p>Esmée Fairbairn Foundation⁶⁹</p> <p>Friends Provident Foundation⁷⁰</p> <p>The Henry Smith Charity⁷¹</p> <p>Johansson Family Foundation⁷²</p> <p>Lankelly Chase Foundation⁷³</p> <p>The Monument Trust⁷⁴</p> <p>Panahpur Charitable Trust⁷⁵</p> <p>Paul Hamlyn Foundation⁷⁶</p> <p>Tudor Trust⁷⁷</p> <p>Rockefeller Foundation⁷⁸</p> <p>Sainsbury' s Charitable Trust⁷⁹</p> <p>J Paul Getty Charitable Trust⁸⁰</p>
	第三者評価機関	<p>University of Leicester⁸¹</p> <p>University of Greenwich⁸²</p> <p>QinetiQ⁸³</p>
	中間支援組織	Social Finance UK
サービス内容		The ONE Service は、サービス対象者に対して、住宅支援、薬物・アルコール中毒依存症治療、子育て支援、家族関係を良好にするためのサービス対象者及び家族双方の支援、就業・就労支援、メンタルヘルスに関する支援等、出所後の各サービス対象者のニーズに対応したサービスを提供する。
成果指標		再犯減少率
事業期間		<p>2010年9月～2016年12月（6年間）</p> <p>【内訳】</p> <p>サービス提供期間：2010年9月～2015年6月</p>

⁶⁹ 英国最大の財団の1つ。

⁷⁰ 持続可能な地域経済の発展に資する取組に対して資金提供を行う財団。

⁷¹ 社会的及び経済的不利益を受ける人を支援するために資金提供を行う慈善団体。

⁷² ボランティアや資金提供を行う財団。

⁷³ 精神疾患、ホームレス、虐待、薬物乱用、貧困等を解決するために資金提供を行う財団。

⁷⁴ 芸術活動、健康、犯罪からの立ち直りを支援するために資金提供を行う団体。

⁷⁵ 貧困、飢餓、宗教活動等に対して資金提供を行う団体。

⁷⁶ 芸術活動、芸術を通じた教育等に対して資金提供を行う財団。

⁷⁷ 地域ボランティアやコミュニティ活動に資金提供を行う団体。

⁷⁸ 医療、健康、芸術など多分野の活動に資金提供を行う世界最大規模の財団。

⁷⁹ 17の財団等（A&BS Charitable Fund、The Ashden Trust等）の運営組織。

⁸⁰ 教育、健康、貧困、飢餓、芸術、スポーツ等他分野で資金提供を行う団体。

⁸¹ 英国の国立大学。

⁸² ロンドンにある公立大学。

⁸³ 英国に所在する防衛分野のエンジニアリング企業。

		評価時期：2014年10月～2014年12月 2016年10月～2016年12月 支払時期：2016年12月
契約金額	総額	8,000千ポンド
	最低支払額	なし
	成果連動支払額	8,000千ポンド
財政効果 の試算	費目	刑務所収容コスト
	金額	不明
事業者選定方法		中間支援組織、サービス提供者の選定に公募は実施していない。

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

2009年当時の英国では、収容期間1年未満の受刑者の出所後の支援がなく、短期受刑者の出所後の再犯が増加し、治安の悪化や刑務所収容に要する費用の増加が問題となっていた。

これを受けて英国法務省は、再犯防止のプログラムを検討し、成果が出た場合は将来的に当該プログラムを英国全体で実施することを見据え、SIBを活用して再犯防止プログラムを行うこととした。

イ 体制の詳細

法務省及びBig Lottery Fundと中間支援組織のSocial Finance UKが契約を締結した。その後、Social Finance UK及びThe ONE Serviceが協定を締結した。

The ONE Serviceは、本SIB事業でサービス提供を行うことを目的とした特別目的会社であり、St. Giles Trust、Ormiston Children and Families Trust、SOVA、YMCA等の事業者から構成される。

Social Finance UKは、法務省及びBig Lottery Fundとの契約締結を受けて、資金提供者であるBarrow Cadbury Charitable Trust、Esmée Fairbairn Foundation、Friends Provident Foundation、The Henry Smith Charity、Johansson Family Foundation、Lankelly Chase Foundation、The Monument Trust、Panahpur Charitable Trust、Paul Hamlyn Foundation、Tudor Trust、Rockefeller Foundation、Sainsbury's Charitable Trust、J Paul Getty Charitable Trust（以下「Barrow Cadbury Charitable Trust等」という。）から資金を調達し、The ONE Serviceはそれを用いてサービス提供を行った。

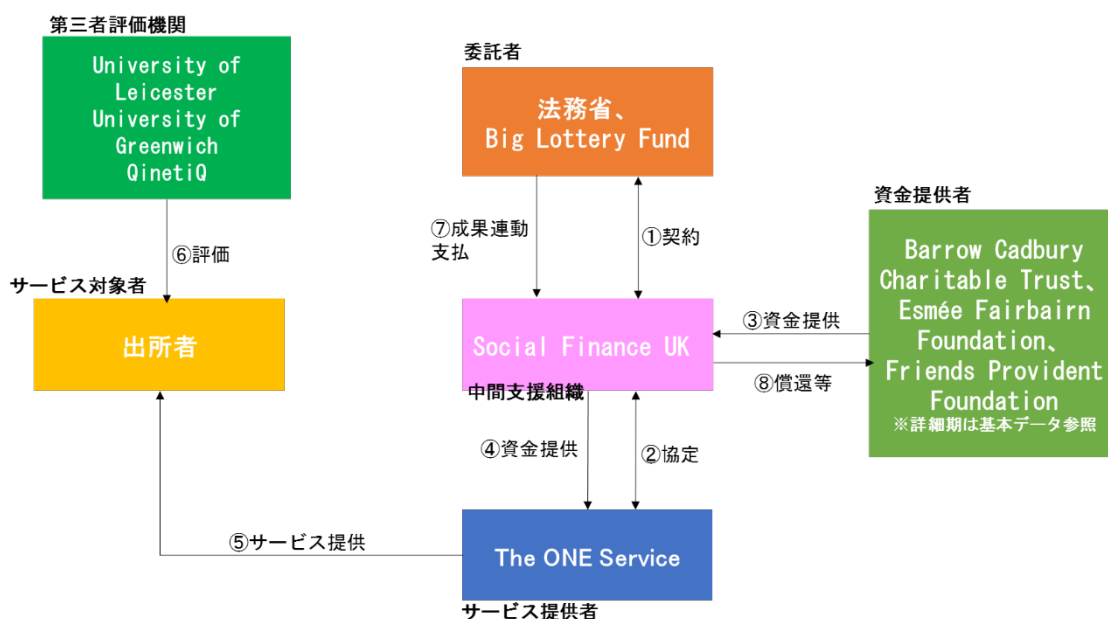
サービス提供完了後、第三者評価機関であるThe University of Leicester、University of Greenwich、QinetiQが評価を行った。

法務省及びBig Lottery Fundは、評価結果に基づき成果に応じてSocial Finance UKに

成果連動支払を行った。

Social Finance UKは法務省及びBig Lottery Fundからの成果連動支払を原資として、Barrow Cadbury Charitable Trust等に償還等を行った。

図表 22 事業体制



ウ 詳細スケジュール

2009年3月に中間支援組織のSocial Finance UK、法務省及びBig Lottery Fundは、短期受刑者の再犯防止におけるSIBの活用に関する議論を開始した。

2010年3月、英国法務省及びBig Lottery FundとSocial Finance UKがSIBの契約を締結した。

サービス提供期間は、当初、2010年9月から2017年までの7年間の予定であったが、2013年1月に、法務省が短期受刑者に対する出所後の社会復帰プログラム施策(Transforming Rehabilitation)を英国全体で実施することを決定したため、本SIB事業は成果を評価することが困難となり(評価が困難となった理由は「エ. 評価」参照)、2015年6月に中止となった。

法務省及びBig Lottery Fundと、Social Finance UKの間で締結した契約には、「法務省は、サービス提供者、中間支援組織、資金提供者に対して、書面にて事業中止予定日の3カ月前までに通知することにより、契約期間内でも契約解除が可能である」及び「委託者、サービス提供者、中間支援組織、資金提供者、第三者評価機関のそれぞれの関係者に対して書面にて同意を得れば、契約期間内でも契約解除が可能である」旨の条項があり、本SIB事業は、これに基づき中止が合意された。

図表 23 事業詳細スケジュール

	2009年				2010年				2011年				2012年				2013年				2014年				2015年				2016年			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
庁内検討																																
導入可能性調査																																
契約締結																																
サービス提供																																
評価																																
成果連動支払																																

エ 評価手法

① 成果指標の設定

成果指標は再犯減少率である。

② 評価方法

評価はマッチング法⁸⁴を用いた。

サービス対象者の出所後2年間を1コーホート(対象者群)とし、再犯頻度を把握する。これを対照群と比較して、対象者群の再犯減少率を評価する。対照群には、対象者群と同様の罪名、犯罪歴、性別、人種、年齢が選定された。

2013年1月、法務省は、犯罪の減少、被害者の減少、コミュニティの安全性向上を目的とした刑務所出所者の社会復帰プログラム(Transforming Rehabilitation)を公表した。その主な内容は、服役期間1年未満の短期受刑者を含む英国全土の全出所者に対してオーダーメイドの社会復帰プログラムを提供するというものであった。これにより、収容期間1年未満の出所者を対象とする本SIB事業では対照群の設定が不可能となり、評価が困難となったことから、中止となった。中止時点で、第三者評価機関であるUniversity of Leicester、University of Greenwich及びQinetiQが評価を行い、評価結果に応じて法務省及びBig Lottery FundはSocial Finance UKに対して成果連動支払を行った。

オ 支払条件

サービス対象者を1,000人ずつからなる3つのコーホートに分類し、それぞれ評価した。

サービス対象者3,000人の再犯率が7.5%低下した場合、法務省及びBig Lottery Fundは、成果連動支払を行う。3つのコーホートのいずれかの再犯減少率が対照群と比較して10%以上低下した場合、法務省及びBig Lottery Fundは、早期に成果連動支払を行う。

本SIB事業は、前述のとおり、法務省の政策変更により、事業期間途中で中止となった。中止にあたり、University of Leicester、University of Greenwich及びQinetiQが評価を行ったところ、第1コーホートは成果連動支払基準を満たさなかった一方で、第2コーホートは、基準を満たしたと評価された(中止により第3コーホートの評価はされなかった)。そこで、University of Leicester、University of Greenwich及びQinetiQは、2つのコーホートの加重平均をとり、結果として再犯率が9%減少したと評価し、よって支払基準を

⁸⁴ 対象者群と可能な限り類似した対照群を設定し、両者を比較する方法。

満たしたと判断した。

カ 中間支援組織の役割

中間支援組織である Social Finance UK は、立ち上げ期から、事業構想の検討、サービス内容の設計、サービス提供者である The ONE Service の組成、SIB スキームの構築等を担った。

また、サービス提供期中は法務省及び Big Lottery Fund と契約を締結し、資金調達を行い、進捗管理も行った。

事業名称 : NYC ABLE Project for Incarcerated Youth
事業概要 : 出所後の再犯防止を目的として、ライカーズ島矯正施設に入所する未成年者に Moral Reconation Therapy ⁸⁵ を提供。

●基本データ

事業実施地域	米国ニューヨーク市	
社会的課題及びその背景	ニューヨーク市では、市内にある矯正施設に入所する未成年者（16歳～18歳）の再犯率が高いという問題を抱えていた。特にライカーズ島矯正施設に入所した未成年者の再犯率が高く、出所した未成年者の約50%が1年以内に再入所するという状況であり、再犯率及び再入所率の低下が喫緊の課題となっていた。	
目指す成果	ライカーズ島矯正施設に入所する未成年者の再犯率低下を目指す。	
サービス対象者	2013年時点でライカーズ島矯正施設に入所する16～18歳 17,287人	
事業関係者	委託者	ニューヨーク市矯正局
	受託者	MDRC ⁸⁶
	サービス提供者	Friends of Island Academy ⁸⁷ The Osbourne Association ⁸⁸
	資金提供者	Goldman Sachs ⁸⁹ 、Bloomberg Philanthropies ⁹⁰
	第三者評価機関	Vera Institute of Justice ⁹¹
	中間支援組織	MDRC ⁹²
サービス内容	Friends of Island Academy、The Osbourne Associationは、ライカーズ島矯正施設に入所する16～18歳の人に対して、Moral Reconation Therapy（以下「MRTプログラム」という。）	

⁸⁵ 道徳的再動機付け療法といい、「現実の受け取り方」や「ものの見方」といった認知に働きかけて精神的ストレスを軽減する治療法である認知行動療法をベースにした、米国の刑務所で実施されている更生プログラム。

⁸⁶ 主に貧困問題や教育、社会政策の調査を行う非営利組織。

⁸⁷ ライカーズ島で若者に対して矯正プログラムを提供する組織。

⁸⁸ ニューヨーク市に拠点を置く、犯罪からの更生を目的に教育や就業支援プログラム等を提供する非営利組織。

⁸⁹ アメリカの投資銀行。

⁹⁰ ニューヨーク市に拠点を置く、環境・公衆衛生・芸術・政治・教育の5分野を対象とする財団。

⁹¹ 不正な収監や人種差別、法執行機関の不正の解消を目的に活動する非営利組織。

⁹² 主に貧困問題や教育、社会政策の調査、政府が抱える問題に対する解決方法の開発や、当該サービスが社会課題解決に資するものであるかについての評価を行う非営利組織。

		を提供する。 具体的には、グループワークや宿題を用いて、グループごと及び個人ごとにカウンセリングを行う。その上で、道徳的な思考力やストレス耐性を習得する MRT プログラムを提供する。プログラムの期間は週 1～2 回、3～6 カ月である。
成果指標		再犯減少率
事業期間		2013 年～2015 年（3 年間） 【内訳】 サービス提供期間：2013 年～2015 年 7 月 評価期間：2015 年 7 月 支払時期：2015 年 8 月
契約金額	総額	16,500 千ドル 【内訳】 2015 年 8 月：16,500 千ドル
	最低支払額	なし
	成果連動支払額	総額と同じ。
財政効果 の試算	費目	矯正施設入所者の収容コスト
	金額	不明
事業者選定方法		中間支援組織の選定に公募は実施していない。 中間支援組織が競争入札にてサービス提供者を選定。

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

2010 年当時、ニューヨーク市では、白人系住民やアジア系住民に比べて、アフリカ系及びラテン系の若者の貧困率や失業率が高く（貧困率 50%、失業率 60%）、かつ、殺人事件の被害者と加害者の 90%以上をアフリカ系及びラテン系の若者が占めるという状況にあった。そこで、2010 年 2 月、当時のニューヨーク市長であるブルームバーグ氏が、アフリカ系及びラテン系若者の生活改善に最善を尽くすことを表明した。

この表明により、2011 年 8 月、アフリカ系及びラテン系若者を支援する Youth Men's Initiative（以下「YMI」という。）が始動し、教育、健康、雇用等といった犯罪者に対する法律面での対応の改善等を目指す様々な事業が計画された。しかし、当初想定した以上に YMI の対象者となる人数が多く、多額の費用が見込まれたため、ニューヨーク市は予算の効率的な執行を目指し、英国で導入されている SIB を活用することとし、SIB を前提とした事業スキームの検討を開始した。

ライカーズ島矯正施設の入所者はその約 90%がアフリカ系及びラテン系の人であり、また、約 50%が出所後 1 年以内に再入所する状況であったことから、ニューヨーク市矯正局

は、ライカーズ島矯正施設に入所する未成年者に対する再犯防止を目指すプログラムを検討した。

これを受け、ニューヨーク市長室は、ニューヨーク市矯正局とともに過去の再入所者のデータを精査し、併せて予算管理局とも協議した。さらに、再犯防止を実現した場合の矯正施設入所者の収容コスト削減額を試算した。このようなデータ精査、協議、矯正施設入所者の収容コスト削減額等を総合的に踏まえて、ニューヨーク市長室はライカーズ島矯正施設において再犯防止を目指す SIB 事業を実施することとした。

イ 体制の詳細

ニューヨーク市矯正局と中間支援組織である MDRC は契約を締結し、これを受けて MDRC はサービス提供者である Friends of Island Academy 及び The Osbourne Association と契約した。

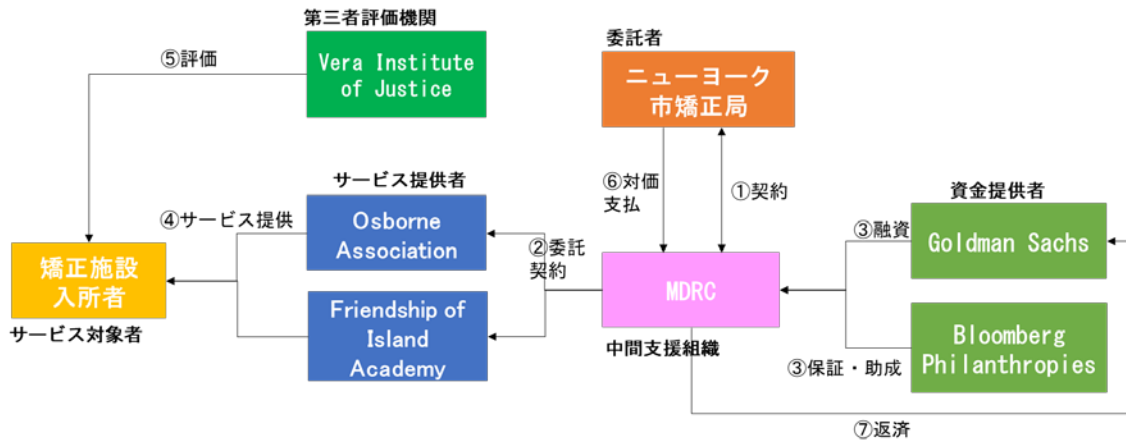
MDRC は、ニューヨーク市矯正局との契約締結後、Goldman Sachs から融資を、Bloomberg Philanthropies から助成及び Goldman Sachs に対する保証を受けた。Bloomberg Philanthropies による助成とは、サービス提供期の進捗管理に要する費用（実費、人件費）に対する助成である。また、Bloomberg Philanthropies による保証とは、Goldman Sachs の融資に対する保証である。仮に、Friends of Island Academy 及び The Osbourne Association が成果を達成できず、ニューヨーク市矯正局から成果連動支払が無い場合、Bloomberg Philanthropies は Goldman Sachs に対して最大 7,200 千ドルの保証を付した。

Friends of Island Academy 及び The Osbourne Association は、Goldman Sachs 及び Bloomberg Philanthropies（以下「Goldman Sachs 等」という。）から提供された資金を用いてサービスを提供した。

サービス提供完了後、第三者評価機関である Vera Institute of Justice が成果指標の評価を行った。

ニューヨーク市矯正局は、評価結果に基づき、支払基準を満たした場合は、成果連動支払を MDRC に行う。MDRC は、これを原資として Goldman Sachs 等への償還等を行う。

図表 24 事業体制



ウ 事業スケジュール

本 SIB 事業は、2011 年からニューヨーク市長室及びニューヨーク矯正局にて検討を開始し、2012 年に計画が公表された。

事業期間は、2013 年から 2016 年までの 4 年間で予定していたが、2015 年 7 月、Vera Institute of Justice が中間評価を行った結果、成果指標である再犯減少率の値が Goldman Sachs の想定より小さく、さらに、本サービス内容と再犯率減少の間に統計学的有意性が認められなかったことから、資金提供者である Goldman Sachs の判断によりサービスが中止された。

図表 25 事業スケジュール

	2010年				2011年				2012年				2013年				2014年				2015年			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
ニューヨーク市長表明	■																							
YMI開始							■																	
本SIB計画発表									※具体的な時期は不明															
サービス提供																								
評価																								
成果連動支払																								

エ 評価手法

① 成果指標の設定

成果指標は、再犯減少率である。

ニューヨーク市長室、ニューヨーク市矯正局、予算管理局は、ライカーズ島矯正施設に費やされている多額の支出を削減するには、延べ収容者数を減らす必要があると判断し、そのためには入所者数とともに、収容日数を減らすことが求められた。そのため、再犯減少率は、サービス対象者のうち出所後 12 カ月間で再犯して再入所した人の延日数（再入所者数×再入所日数）を算出し、これを対照群の同延日数と比較して、サービス対象者群の延日数の減少率を算定し評価する（詳細は「②評価方法」参照）。

② 評価方法

評価は第三者評価機関である Vera Institute of Justice が評価を行う。

当初はランダム化比較試験⁹³を用いた評価を予定していたが、マッチング法⁹⁴で行うこととした。その理由としては、本 SIB 事業のサービス対象者である 16～18 歳のライカーズ島矯正施設の入所者は、市内の複数の矯正施設の間を頻繁に移動するため、サービス対象者群と対照群の個人を特定することが困難であったためである。対照群はサービス対象者群と同様の罪名、犯罪歴、性別、年齢が選定された。

ニューヨーク市長室、ニューヨーク市矯正局、予算管理局は、ライカーズ島矯正施設の運営で発生する多額の費用を削減するには、入所者数と併せて入所日数の減少も必要であるとし、再犯減少率を以下の方法で算定することとした。初めに、サービス対象者群のうち出所後 12 カ月間で再犯して再入所した人の延日数（再入所者数×再入所日数）（=a とする）を算出する。次に、対照群の同延日数（=b とする）と比較して、サービス対象者群の延日数の減少率を以下のとおり算定し評価する。（再犯減少率（%）= { 1 - (a / b) } × 100）

オ 支払条件

支払額は再犯減少率に応じて設定されている。

中間評価の結果、再犯減少率が 9 % と評価された。また、評価の結果、本サービス内容と再犯減少率の間に統計的有意差が認められなかった。

再犯減少率 9 % は Goldman Sachs の想定より小さいこと（想定 10 %）、本サービス内容と再犯減少率の間に統計的有意差が認められなかったことを理由に、Goldman Sachs は本 SIB 事業から撤退する決定をした。その結果、2015 年 5 月に本 SIB 事業は中止となり、ニューヨーク市矯正局は成果連動支払を行わなかった。一方、Bloomberg Philanthropies は Goldman Sachs に 600 万ドルの保証を行った。

図表 26 支払基準

再犯減少率	成果連動支払額
20.0%以上	11,712 千ドル
16.0%以上 20.0%未満	10,944 千ドル
13.0%以上 16.0%未満	10,368 千ドル
12.5%以上 13.0%未満	10,272 千ドル
12.0%以上 12.5%未満	10,176 千ドル
11.0%以上 12.0%未満	10,080 千ドル
10.0%以上 11.0%未満	9,600 千ドル
8.5%以上 10.0%未満	4,800 千ドル

⁹³ 介入群とコントロール群（サービス提供しない群）に無作為に割付け、両者を比較する方法。

⁹⁴ 対象者群と可能な限り類似した対照群を設定し、両者を比較する方法。

カ 中間支援組織の役割

中間支援組織である MDRC は、非営利組織として、主に貧困問題や教育、社会政策の調査を行っている。また、政府が抱える問題に対する解決方法の開発や、当該サービスが社会課題解決に資するものであるかについての評価も行っている。本 SIB 事業においては、第三者評価機関ではなく、初めて中間支援組織として参画した。

MDRC は、立ち上げ期には、資金調達に必要な契約書の作成、サービス提供者の選定、MDRC と Friends of Island Academy 及び The Osbourne Association 間の契約書の作成等を行った。

サービス提供期には、MDRC は、サービス提供の進捗状況のモニタリング、サービス提供期間中に発生する様々な問題への対応を行った。

(5) インフラ分野

事業名称 : DC Water Environmental Impact Bond
事業概要 : ワシントン DC 市内の流域水質改善を目的に、グリーンインフラ ⁹⁵ 整備事業を実施。

※本件は民間への成果連動型委託を伴わず、債権発行においてインパクトと償還額を連動させた事例のため、成果連動型民間委託そのものではない。インフラ分野における成果連動という点で、参考として紹介する。

●基本データ

事業実施地域	米国ワシントン DC	
社会的課題及びその背景	ワシントン DC は雨水と汚水を同じ管路で排水する合流式下水道が多い。それによって下水道に雨水が大量に流入すると、汚水を含む排水が処理されずに河川に直接流出する（オーバーフローという。）ため、河川の水質悪化を引き起こすということが課題となっている。	
目指す成果	合流式下水道のオーバーフローの発生率と発生量を減らすことで、河川の水質を改善することを目指す。	
サービス対象者	—	
事業関係者	委託者	ワシントン DC 上下水道局（以下「DC Water」という。）
	受託者	— ※債権発行のみで事業実施は DC Water が実施しているため。
	サービス提供者	—
	資金提供者	Goldman Sachs ⁹⁶ 、Calvert Foundation ⁹⁷
	第三者評価機関	なし
	中間支援組織	Quantified Ventures ⁹⁸
サービス内容	透水性のグリーンインフラを整備することで、雨水の下水道への流入を軽減する。	
成果指標	雨水の下水道への流入抑制率	
事業期間	2016 年～2021 年（約 6 年間） 【内訳】 サービス提供期間：2016 年～2020 年（4.5 年間）	

⁹⁵ 自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

⁹⁶ アメリカの投資銀行。

⁹⁷ 1988 年に設立した、約 80 カ国において宅地開発や農業開発等のさまざまな分野で活動する財団。

⁹⁸ 健康、社会、環境の分野においてインパクトを創出するプロジェクトのためのコンサルティングや事業設計、投資を行う企業。

		評価時期：2021年 支払時期：非公表
契約金額	総額	29,160千ドル
	最低支払額	25,860千ドル
	成果連動支払額	3,300千ドル
財政効果 の試算	費目	排水を回収するためのトンネルシステムの建設費の削減
	金額	非公開
事業者選定方法		中間支援組織の選定に公募は実施していない。

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

DC Water が管轄する下水道の流域では、合流式下水道により、年間 20 億ガロンもの排水（汚水）がチェサピーク湾流域に流出していた。当初 DC Water は合流式下水道からのチェサピーク湾流域に流出する排水を回収するためのトンネルシステムを計画、設計していた。しかし近年、雨水浸透緑地帯や透水性舗装、グリーンルーフ、レインバレル（雨水タンク）といったグリーンインフラの有効性が注目されていることから、DC Water は、グリーンインフラを整備することに方針を変更するとともに、必要な資金調達においてインパクトボンドを活用することにした。

環境に関するインフラの整備において成果に連動した債権を発行するのは、米国において本事業が初めてとなる。

イ 体制の詳細

Goldman Sachs 及び Calvert Foundation は、DC Water がグリーンインフラ整備のために発行するインパクトボンドを購入することで資金を提供した。仮に、成果を達成できない場合、Goldman Sachs と Calvert Foundation は DC Water から元本相当分を受け取った上で、3,300 千ドルをリスク分担金として DC Water に対して返金するリスクを負う（詳細は「オ 支払条件」に記載）。また、Goldman Sachs と Calvert Foundation は、独自にエンジニアリング会社を選定し、成果指標である雨水の下水道への流入抑制率の計測方法や評価結果の確認等を委託している。DC Water は、インパクトボンド発行により得た資金を用いて、グリーンインフラの整備を実施する。

グリーンインフラの整備完了後、DC Water が成果指標を評価方法に基づき評価する。

DC Water は評価結果に基づき、支払基準に従って Goldman Sachs 及び Calvert Foundation へ償還等を行う。

Quantified Ventures は中間支援組織として、DC Water からの委託を受け、事業全体の仕組みの構築や事業管理を担う。

エ 評価手法

① 成果指標の設定

グリーンインフラの整備による成果に連動して支払う仕組みとするために、DC Water は、透水性のグリーンインフラを整備するというアウトプットではなく、下水道への雨水流入抑制率というアウトカムを評価する。

② 評価方法

下記の3段階でグリーンインフラによる雨水流入抑制率を評価する。

i 事業関係者がグリーンインフラ整備前における雨水流入量 (=a とする) を測定する。

ii 事業関係者が、雨水流入測定範囲を検討し決定する。

iii グリーンインフラ整備後の雨水流入量 (=b とする) を DC Water が測定の上、雨水流入の抑制率を以下のとおり評価する。

$$\text{雨水流入抑制率 (\%)} = \{ 1 - (b/a) \} \times 100$$

オ 支払条件

支払は最低支払と成果連動支払からなる。

雨水流入の抑制率が 41.3%を超える場合は、DC Water は成果連動支払額として、Goldman Sachs 及び Calvert Foundation に 3,300 千ドルを支払う。

雨水流入の抑制率が 18.6%以上 41.3%以下の場合は成果連動支払がない（最低支払額 (25,000 千ドル) のみ）。

反対に雨水流入の抑制率が 18.6%を下回る場合は、最低支払額が、DC Water から Goldman Sachs 及び Calvert Foundation に支払われるものの、Goldman Sachs 及び Calvert Foundation は、DC Water に対しリスク分担金という名目で 3,300 千ドルを支払う。

図表 29 支払基準

雨水流入量抑制率	成果連動支払額
41.3%より大	3,300 千ドル
18.6%以上 41.3%以下	成果連動支払なし 最低支払 (25,000 千ドル) のみ
18.6%未満	▲3,300 千ドル

カ 中間支援組織の役割

中間支援組織である Quantified Ventures は、DC Water から委託を受け、事業の成果を債権の償還額に連動させることで債権購入者である Goldman Sachs 及び Calvert Foundation とリスクを共有する仕組みの構築や、全体の調整を実施した。